



名護市水道公告 第1号

名護市水道部において、「名護市浄水場（水道関連施設全般）運転管理業務委託」について、公募型プロポーザルを次のとおり実施するので、公告する。

平成22年5月12日

名護市水道事業管理
名護市長 稲嶺 進



第1 本プロポーザルに付する事項

- | | |
|----------------|--|
| (1) 業務委託の名称 | 名護市浄水場（水道関連施設全般）運転管理業務委託 |
| (2) 業務委託の履行場所 | 名護市中央浄水場及び辺野古浄水場並びに関連施設 |
| (3) 業務委託の期間 | 平成22年7月1日から平成25年6月30日まで |
| (4) 業務委託参考業務価格 | 【年額】 ¥85,300,000円（消費税及び地方消費税抜き） |
| (5) 業務の概要 | 名護市中央浄水場及び辺野古浄水場並びに上水道関連施設の運転操作、維持管理業務等を行うものである。 |

※詳細については、仕様書参照

第2 応募資格要件

- 1 本プロポーザルの公告日において本市の指名停止を受けていない者であること。
- 2 本市内に活動の拠点（本店）を有している者であること。
- 3 本業務委託を円滑に履行できる安定的かつ健全な財務能力を有することが明らかであり、次に掲げるものすべてに該当する者であること。
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立てがなされていない者及び民事再生法に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
 - (3) 最近1年間の事業税、名護市税を滞納していない者であること。
- 4 本業務委託の受託者となった場合において、業務を履行するため、業務を処理することが可能な技術員（以下「従事職員」という。）を配置するに当たり、配置する従事職員について、次に掲げるものすべてを満たすことができる者であること。
 - (1) 受託者が配置する従事職員について、受託者と受託者が配置する従事職員は直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、本業務委託のプロポーザル参加表明書提出日の前日までに3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。
 - (2) 受託者が配置する従事職員は、次に掲げるいずれかに該当する者でなければならない。
 - い。

- ア 上水道の浄水場で1年以上又は下水処理場で2年以上の運転管理に関する実務経験を有する者。
 - イ 水道浄水施設管理技士（3級以上）の資格を有する者。
 - ウ 下水道技術検定（第3種技術検定）の資格を有する者。
 - エ 下水道管理技術認定者（処理施設）の資格を有する者。
 - オ 甲が前各号に掲げるものと同等以上の知識及び技術を有する者と認められた者。
- (3) 受託者が配置する従事職員において、水道法で定める水道技術管理者の資格を有する者が1名以上在籍し、その者を現場責任者として選任すること。
- (4) 受託者は、配置する従事職員に、次に掲げる各号の資格等と同等以上の資格等を有する者を1名以上含め、各業務の内容に応じて必要な資格等所有者をその業務履行場所に適宜配置し、業務に支障が生じないようにしなければならない。
- ア 第1種電気工事士
 - イ 第3種電気主任技術者
 - ウ ガス溶接技能講習修了者
 - エ アーク溶接技能講習修了者
 - オ 特定化学物質等作業主任者
 - カ 酸素欠乏危険作業主任者
 - キ 危険物取扱者（乙種第4類）
 - ク フォークリフト運転技能講習修了者
 - ケ 車両系建設機械運転技能講習修了者
 - コ その他法令等により業務履行に必要な資格等
- (6) 前(4)に定める受託者が配置する従事職員が有していなければならない資格等において、従事職員1名につきその従事職員が有すると数えられる資格等は4個までとする。
- 5 契約時に配置する従事職員は、本プロポーザル参加表明書と併せて提出する参加資格審査書類（第1次審査書類）の中で提案する配置予定従事職員を配置すること。配置予定従事職員については、原則として変更はできない。やむを得ない理由により変更を行う場合には、本市の承認を得なければならない。

第3 本プロポーザル参加者の制限

- 1 次に掲げるいずれかに該当する者は、本プロポーザルに参加することができない。
- (1) 本プロポーザルにおいて設置する審査委員会の委員が、従業員又は役員等として経営に関与している者。
 - (2) 本業務委託に関するコンサルタント業務に関与した者及びその関連企業者。

第4 業務の習熟

- 1 本市は、本業務委託の契約締結日から業務委託期間開始日の前日までの期間を受託予

定者の業務習熟期間とし、受託予定者を受け入れるものとする。なお、受託予定者は自らの責任で全ての配置予定従事職員の業務習熟訓練を行うものとする。

- 2 業務習熟期間中に生じる費用等は全て受託予定者の負担とする。
- 3 受託予定者は、業務の引き継ぎが円滑に行われるように、配置予定従事職員全員が本業務委託仕様書及び現場等について熟知するための計画を本市と協議の上定め、本業務委託期間開始日前までに、安全で安定した管理を行うための体制を整えなければならない。

第4 本プロポーザル説明会の実施（募集要項等の配布）

- (1) 日時 平成22年5月17日（月） 午前10：00～
- (2) 場所 名護市役所 第1会議室
- (3) 内容 本プロポーザルについての説明、業務内容についての説明、募集要項等の配布を行う。
- (4) その他 参加人数は、各社2名までとする。

第5 募集要項及び仕様書に関する質問

- (1) 募集要項及び仕様書に関する質問事項の受付は、定められた様式の質問書（本プロポーザル説明会で様式を配布）により行うものとする。
- (2) 受付日時 平成22年5月17日（月）～20日（木）9：00～17：00（昼食時間を除く）
- (3) 提出先 名護市役所 水道部 施設課 FAX 番号 0980-53-5140
〒905-8540 沖縄県名護市港一丁目1番1号
- (4) 提出方法 持参又はFAXによる。
- (5) 回答期間 平成22年5月17日（月）から平成22年5月20日（木）

第6 本プロポーザル参加表明書等の提出

- 1 本プロポーザル参加希望者は、本プロポーザル参加表明書及び第1次審査対象書類になる参加資格審査書類（本プロポーザル説明会にて様式を配布）の両方を併せて持参により提出するものとする。
 - (1) 提出期限 平成22年5月18日（火）～21日（金）9：00～17：00（昼食時間を除く）
 - (2) 提出方法 持参による。
 - (3) 提出先 名護市役所 水道部 施設課
〒905-8540 沖縄県名護市港一丁目1番1号
 - (4) 留意事項 参加資格審査書類に虚偽の記載をした場合は、失格とする。

第7 本プロポーザル日程表

プロポーザル日程表	
実施項目	期間
プロポーザル公募	平成22年 5月12日
プロポーザル説明会（募集要項書類等の配布）	平成22年 5月17日
募集要項及び仕様書に関する質問受付	平成22年 5月17日～20日
参加表明書、参加資格審査書類の受付	平成22年 5月18日～21日
第1次審査（参加資格審査）	平成22年 5月24日
第1次審査結果の通知 第1次審査合格者に業務提案書等の要請	平成22年 5月25日
業務提案書等の受付	平成22年 5月25日～31日
第2次審査 （業務提案書等及びプレゼンテーション審査及び評価）	平成22年 6月 7日
第2次審査結果の通知 受託候補者の特定	平成22年 6月 7日
受託候補者との契約の交渉	平成22年 6月 7日～17日
契約の締結（受託者の決定）	平成22年 6月18日

第8 受託候補者との契約

- 1 本プロポーザルにより特定された受託候補者が、契約までに次に掲げる事項に該当する場合には、当該受託候補者とは契約を締結しない。
 - (1) 受託候補者が地方自治法施行令第167条の4に規定する者になった場合。
 - (2) 受託候補者が契約を誠実に履行しないと認められるとき。
 - (3) 受託候補者の業務遂行能力に問題があると認められるとき。
 - (4) その他本市がその者と契約を締結することが不適切であると認められるとき。

第9 契約保証金

- 1 契約保証金は免除とする。

第10 保証人

- 1 名護市契約規則第25条により保証人を立てることを必要とする。
- 2 保証人は、契約者と同等の資力・資格および履行能力を有する者とする。

問い合わせ先	〒905-8540 沖縄県名護市港一丁目1番1号
名護市役所 水道部 施設課	電話番号 0980-52-2583
	FAX 番号 0980-52-5140

名護市浄水場（水道関連施設全般）運転管理業務委託

（長期継続契約）

公募型プロポーザル方式

実施要項

名護市水道部

名護市浄水場（水道関連施設全般）運転管理業務委託

（長期継続契約）

公募型プロポーザル方式

実施要項

（目的）

第1 この要項は、「名護市浄水場（水道関連施設全般）運転管理業務委託」にかかる公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により本業務委託の受託者を決定するに当たり、必要な事項を定めたものである。

（業務範囲及び内容）

第2 本業務委託範囲及び内容は、仕様書に示すとおりとする。

（業務委託期間）

第3 本業務委託の業務委託期間は、平成22年7月1日から平成25年6月30日までとする。

（参考業務価格）

第4 業務委託の平成22年7月1日から平成23年6月30日までの期間の参考業務価格は、「¥85,300,000円」（消費税及び地方消費税抜き）である。

（審査委員会の設置）

第5 プロポーザル方式による受託候補者の特定を厳正かつ公平に行うため、受託候補者の特定に当たり、プロポーザル参加者の審査及び評価を行う審査委員会を設置する。

2 審査委員会に関する規定は、別に定める「名護市浄水場（水道関連施設全般）運転管理業務委託審査委員会設置要領」によるものとする。

3 審査委員会の委員は公表しないものとする。

（事務局）

第6 審査委員会の事務局は、名護市水道部施設課浄水係とする。

（受託者の決定）

第7 プロポーザル参加者について、「プロポーザル審査基準」に基づき次に掲げる審査及び評価を行い、最優秀提案者を受託候補者として特定する。その後、受託候補者と契約交渉を行い、契約の締結をもって、受託者の決定とする。

第1次審査（事務局による審査）

- ・ プロポーザル参加表明者の参加資格審査（書類審査）を行う。

第2次審査（審査委員会及び事務局による審査及び評価）

- ・ 第1次審査合格者について、業務提案書等を提出してもらい、その業務提案書等及びプレゼンテーション審査及び評価を行う。
- 2 受託候補者が地方自治施行令第167条の4に規定する者になった場合又はその者と契約を締結することが不相当であると認められるときは、その者とは契約の締結を行わない。この場合は、審査結果に基づき、次点の者を受託候補者とする。
 - 3 審査結果については、プロポーザル参加者全員に通知する。

(プロポーザル募集要項等)

第8 プロポーザル参加希望者には、募集要項として次に掲げる書類を配布する。

プロポーザル実施要項

プロポーザル提出書類作成要領

プロポーザル審査基準

本業務委託仕様書

各提出書類様式(参加表明書、その他)

本業務委託に係る参考資料

(プロポーザル日程)

第9 プロポーザルの日程については、次に掲げる「プロポーザル日程表」のとおりとする。

プロポーザル日程表	
実施項目	期間
プロポーザル公募	平成22年5月12日
プロポーザル説明会(募集要項書類等の配布)	平成22年5月17日
募集要項及び仕様書に関する質問受付	平成22年5月17日～20日
参加表明書、参加資格審査書類の受付	平成22年5月18日～21日
第1次審査(参加資格審査)	平成22年5月24日
第1次審査結果の通知 第1次審査合格者に業務提案書等の要請	平成22年5月25日
業務提案書等の受付	平成22年5月25日～31日
第2次審査 (業務提案書等及びプレゼンテーション審査及び評価)	平成22年6月7日
第2次審査結果の通知 受託候補者の特定	平成22年6月7日
受託候補者との契約の交渉	平成22年6月7日～17日
契約の締結(受託者の決定)	平成22年6月18日

(プロポーザル参加に関する留意事項)

- 第9 プロポーザル参加者は、参加表明書の提出をもって、プロポーザル募集要項等の記載事項、その他プロポーザルに係る定められた事項を承諾したものとみなすものとする。
- 2 プロポーザル参加に際し、参加に係る費用は、すべてプロポーザル参加者の負担とする。

(プロポーザル参加者の制限)

- 第10 次に掲げるいずれかに該当する者は、プロポーザルに参加することができない。
- プロポーザルの審査委員会の委員が、従業員又は役員等として経営に関与している者
- 本業務委託に関するコンサルタント業務に関与した者及びその関連企業者

(失格条項等)

- 第11 プロポーザル参加者において、次に掲げるいずれかに該当する者は、失格とする。
- プロポーザル提出書類の提出方法、提出先、提出期限が適合しない者。
- プロポーザル提出書類が作成様式及び作成要領に示された条件に適合しない者。
- プロポーザル提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない者。
- プロポーザル提出書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている者。
- プロポーザル提出書類に虚偽の内容が記載されている者。
- この要項及びその他プロポーザルに係る定められた事項以外の手法により、審査委員、事務局、その他関係者にプロポーザルに対する援助を直接的、間接的に求めた者。
- 2 プロポーザル終了後に、前項の各号のいずれかに該当する者がいると判明した場合、その者のプロポーザルに係る提案等は無効とする。

(プロポーザル提出書類の取り扱い)

- 第12 提出されたプロポーザル提出書類の取り扱いは、次に掲げるとおりとする。
- 提出されたプロポーザル提出書類は変更できないものとし、また、返却しない。
- プロポーザル提出書類の作成及び提出に要する費用は、すべてプロポーザル参加者の負担とする。
- 提出されたプロポーザル提出書類は、審査及び説明の目的又はその他に名護市が必要と認める場合には、その提出書類の内容を使用することができるものとする。